

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…

訓令

○特地勤務手当等支給規程の一部改正……………（総務局人事部制度企画課）…

告示

○市街地再開発組合の設立認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………（同）…

○都営住宅の使用料の変更……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…

○都営改良住宅の使用料の変更……………（同）…

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…

○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

○港湾施設の供用中止……………（港湾局港湾経営部経営課）…

○港湾施設の変更……………（同）…

○東京都立海上公園の区域及び面積の変更……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…

○東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………（二

規程（交）

○東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………（二

○東京都交通局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程……………二

公告

○軽油引取税に係る免税証の無効処分……………（主税局課税部課税指導課）…

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和六年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表三 二の部(二)の項中「立川市柴崎町二丁目十五番十九号」を「立川市曙町一丁目二十二番十七号」に改め、同表七の部(五)の項中「大島町波浮港十七番地」を「大島町波浮港十八番地」に改める。

附則

この規則は、令和六年二月一日から施行する。ただし、別表三 二の部の改正規定は、同年三月八日から施行する。

訓令

●東京都訓令第一号

庁 中 一 般
支 業 所
事

特地勤務手当等支給規程（昭和六十二年東京都訓令第九号）の一部を次のように改正する。

令和六年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

別表第一中

島しょ農林水産総合センター
大島事業所

大島町波浮港十七番地

を

島しょ農林水産総合センター
大島事業所

大島町波浮港十八番地

に改

める。

附 則

この訓令は、令和六年二月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第六十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき赤羽一丁目第一地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

赤羽一丁目第一地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和六年一月三十一日から令和十二年九月三十日まで

三 施行地区

北区赤羽一丁目地内

四 事務所の所在地

北区赤羽一丁目十番二号

五 設立認可の年月日

令和六年一月三十一日
六 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

組合事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは総会において定める方法にて行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和六年二月二十九日

●東京都告示第六十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき渋谷二丁目17地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

渋谷二丁目17地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和元年八月二十八日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

渋谷区渋谷二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

渋谷区渋谷一丁目十二番一号

令和元年八月二十八日

五 変更の内容

事業施行期間を令和七年六月三十日までに短縮する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和六年一月三十一日

●東京都告示第七十号
東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、令和六年二月一日から実施するので、同条
第三項の規定により告示する。

令和六年一月三十一日
東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（1号棟）	港区芝5-18	34.3	2	33,100	85,400
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（2号棟）	港区芝5-18	42.2	1	40,300	93,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（2号棟）	港区芝5-18	42.2	3	40,900	93,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（2 1号棟）	新宿区戸山2-21	38.3	1	32,000	76,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（2 0号棟）	新宿区戸山2-20	38.3	1	31,600	76,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（3 5号棟）	新宿区戸山2-35	40.1	2	34,200	83,300
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート（1号棟）	新宿区戸山3-18	37.3	2	32,900	73,900
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート（1 4号棟）	文京区本郷4-15	35.8	1	30,500	66,700
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（8号棟）	江東区亀戸7-57	34.3	1	27,700	50,200
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（1 2号棟）	江東区亀戸7-57	42.2	2	34,400	52,700
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（1 3号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	43,000
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート（1号棟）	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	52,700
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート（4号棟）	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	86,900
一般都営	高層耐火	北品川アパート（1号棟）	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	84,300
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート（2号棟）	品川区北品川1-7	34.4	1	30,500	78,900
一般都営	高層耐火	東品川一丁目アパート（7号棟）	品川区東品川1-8	59.2	1	53,400	107,800
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（1 5号棟）	大田区矢口2-21	32.9	1	26,000	37,600
一般都営	中層耐火	北島山一丁目アパート（1号棟）	世田谷区北島山1-44	59.6	1	50,000	106,200
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート（3号棟）	世田谷区新町2-23	55.9	2	47,100	105,000
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（1号棟）	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	43,900	73,800
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（5号棟）	世田谷区喜多見2-10	51.0	1	40,100	67,400
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（9号棟）	世田谷区喜多見2-10	52.4	2	40,600	69,200
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート（1号棟）	中野区南台5-7	51.0	1	38,700	90,300
一般都営	中層耐火	久我山五丁目アパート（2 6号棟）	杉並区久我山5-39	51.0	1	39,900	93,000
一般都営	中層耐火	本天沼二丁目アパート（8号棟）	杉並区本天沼2-38	42.3	1	32,400	74,700
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート（2号棟）	杉並区井草3-5	39.0	1	29,700	59,300
一般都営	高層耐火	井草三丁目アパート（3号棟）	杉並区井草3-15	43.9	1	33,400	61,800
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート（4号棟）	杉並区井草3-15	42.3	2	32,200	62,400
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート（1 9号棟）	杉並区堀ノ内3-49	37.9	1	28,000	46,700
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート（3号棟）	杉並区上井草4-17	36.4	1	26,700	61,500
一般都営	中層耐火	成田東二丁目アパート（1号棟）	杉並区成田東2-5	42.3	1	31,100	64,900
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート（4号棟）	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	77,400
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート（4号棟）	北区滝野川3-62	33.4	1	25,700	51,300
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート（1 3号棟）	荒川区東日暮里1-17	37.9	1	27,100	46,700

種 類	構 造	名	称 位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート (3号棟)	板橋区坂下1-11	36.1	1	26,900	42,000
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート (10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	2	31,600	48,200
一般都営	中層耐火	板橋本町アパート (2号棟)	板橋区本町8-2	36.4	1	26,800	57,900
一般都営	中層耐火	若木一丁目アパート (8号棟)	板橋区若木1-12	55.9	1	43,200	82,100
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート (3号棟)	板橋区蓮根3-6	55.9	1	43,900	82,300
一般都営	中層耐火	小茂根一丁目アパート (1号棟)	板橋区小茂根1-6	55.9	1	43,700	91,000
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート (10号棟)	板橋区坂下1-36	51.0	1	38,500	67,900
一般都営	中層耐火	宮本町アパート (3号棟)	板橋区宮本町58-3	37.1	1	26,700	54,100
一般都営	中層耐火	前野町二丁目アパート (6号棟)	板橋区前野町2-26	55.9	1	42,800	83,600
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,800	70,900
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート (1号棟)	練馬区関町北3-9	55.9	1	44,100	93,500
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目第2アパート (1号棟)	練馬区関町南2-12	48.1	1	37,700	77,700
一般都営	中層耐火	早富三丁目第2アパート (10号棟)	練馬区早富3-36	55.9	1	43,900	92,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート (7号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	51,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (31号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート (46号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	50,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (22号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,700
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート (5号棟)	練馬区春日町4-12	55.9	1	43,700	88,400
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,600	38,200
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート (9号棟)	足立区西保木間3-11	39.0	1	26,500	45,500
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート (14号棟)	足立区西保木間3-15	51.0	1	36,000	58,000
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (16号棟)	足立区西保木間3-14	51.2	1	36,100	63,800
一般都営	高層耐火	青井三丁目第3アパート (3号棟)	足立区青井3-24	55.8	1	42,200	90,400
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (11号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	22,600	38,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (15号棟)	足立区西保木間4-5	33.4	1	22,600	38,700
一般都営	中層耐火	谷在家アパート (10号棟)	足立区谷在家3-22	33.4	1	22,600	38,800
一般都営	中層耐火	千住元町アパート (1号棟)	足立区千住元町34	33.4	1	22,800	27,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	22,900	32,300
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (13号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,700
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (18号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,300	44,400
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (11号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	43,300
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (12号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	43,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (1号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	27,900	42,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (4号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	27,900	42,700

種 類	構 造	名	称 位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート (11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	27,900	44,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (13号棟)	足立区花畑8-5	41.7	1	27,900	42,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (15号棟)	足立区花畑8-5	36.4	1	24,000	37,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (16号棟)	足立区花畑8-5	36.4	1	24,000	37,300
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート (3号棟)	足立区竹の塚7-4	39.0	1	27,700	49,100
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (6号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	69,300
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート (2号棟)	足立区入谷8-2	55.9	1	39,300	67,500
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート (7号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	71,200
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート (2号棟)	葛飾区奥戸1-13	55.9	1	42,000	78,900
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート (1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	34,900	62,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	67,700
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	72,000
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート (14号棟)	江戸川区西瑞江4-25	59.6	1	46,200	72,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	82,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	82,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (18-3号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,200	43,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (18-6号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,200	43,000
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-4号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	78,100
一般都営	中層耐火	境南町三丁目アパート (5号棟)	武蔵野市境南町3-20	51.0	1	37,800	84,800
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート (4号棟)	武蔵野市境2-6	60.9	1	45,900	104,900
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート (1号棟)	三鷹市下連雀7-15	48.1	1	35,500	80,000
一般都営	中層耐火	井の頭三丁目アパート (37号棟)	三鷹市井の頭3-16	51.0	1	37,100	80,300
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート (10号棟)	三鷹市上連雀9-33	51.0	1	37,700	81,800
一般都営	中層耐火	中原四丁目第2アパート (4号棟)	三鷹市中原4-35	51.0	1	36,000	60,700
一般都営	高層耐火	中原四丁目第1アパート (2号棟)	三鷹市中原4-17	43.9	1	31,000	58,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	29,600	66,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (9号棟)	調布市国領町8-1	56.8	1	33,100	84,300
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート (3号棟)	調布市深大寺元町4-35	62.1	1	37,800	86,200
一般都営	中層耐火	佐須町アパート (1号棟)	調布市佐須町4-1	55.9	1	34,900	83,100
一般都営	中層耐火	佐須町アパート (2号棟)	調布市佐須町4-1	62.1	1	38,800	92,400
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (5号棟)	調布市染地3-3	51.0	1	29,400	68,000
一般都営	中層耐火	金森第3アパート (3号棟)	町田市金森7-19	60.2	1	34,200	66,400
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート (2号棟)	西東京市南町1-1	42.3	1	24,400	57,400
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート (2号棟)	西東京市芝久保町4-25	56.8	1	34,900	78,300

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	柳沢一丁目アパート（5号棟）	西東京市柳沢1-14	61.5	1	42,200	98,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（40号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,800
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート（4号棟）	清瀬市竹丘1-5	55.9	1	32,000	63,800
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート（1号棟）	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	53,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-3-4号棟）	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-3-8号棟）	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,500

●東京都告示第七十一号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基
づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
第三条第三項の規定により告示する。

令和六年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき）	近傍同種の住宅の家賃（月額一戸につき）
西巢鴨二丁目アパート （1号棟）	豊島区西巢鴨二丁目二十四番	高層耐火 三四・六平方メートル	四〇戸	三二、四〇〇円	八二、〇〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	二四戸	三七、八〇〇円	九五、七〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	八戸	四四、七〇〇円	一一三、六〇〇円
西巢鴨二丁目アパート （2号棟）	豊島区西巢鴨二丁目二十三番	同右 三四・六平方メートル	三四戸	三二、四〇〇円	八二、四〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一六戸	三七、八〇〇円	九六、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	九戸	四四、七〇〇円	一一四、二〇〇円
同右	同右	同右 五七・五平方メートル	六戸	五三、八〇〇円	一三六、九〇〇円
西巢鴨二丁目アパート （3号棟）	豊島区西巢鴨二丁目二十五番	同右 三四・六平方メートル	一八戸	三二、四〇〇円	八二、四〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三七、八〇〇円	九六、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	六戸	四四、七〇〇円	一一四、二〇〇円
東大泉三丁目第4アパート （1号棟）	練馬区東大泉三丁目六十番	同右 三四・六平方メートル	二四戸	三〇、四〇〇円	七九、九〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三五、五〇〇円	九三、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	四二、〇〇〇円	一一〇、五〇〇円
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	六戸	五〇、四〇〇円	一三二、五〇〇円
国立富士見台四丁目アパート （6号棟）	国立市富士見台四丁目十八番	同右 三四・六平方メートル	七八戸	二八、五〇〇円	七六、三〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	四二戸	三三、三〇〇円	八九、二〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	六戸	三九、四〇〇円	一〇六、一〇〇円
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	一二戸	四七、三〇〇円	一二五、九〇〇円
●東京都告示第七十二号 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第				令和六年一月三十一日 東京都知事 小 池 百合子	
三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都 営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和六年二月一 日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。					

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使 用 料 (円、月額／戸)
改良	中層耐火	西大久保アパート（4号棟）	新宿区大久保3-13	32.8	1	26,500
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート（1号棟）	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,400
改良	高層耐火	押上二丁目アパート（1号棟）	墨田区押上2-1	48.1	1	35,900
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（10号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート（1号棟）	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,400

●東京都告示第七十三号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和六年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	区 画 数
下石原第2アパート駐車場	調布市下石原一丁目十六番	五七区画
東大泉三丁目第4アパート駐車場	練馬区東大泉三丁目五十八番ほか	七二区画
国立富士見台四丁目アパート駐車場	国立市富士見台四丁目十七番地ほか	一五七区画

●東京都告示第七十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和六年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	区 画 数
西巢鴨二丁目アパート駐車場	豊島区西巢鴨二丁目二十四番	一一区画

●東京都告示第七十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

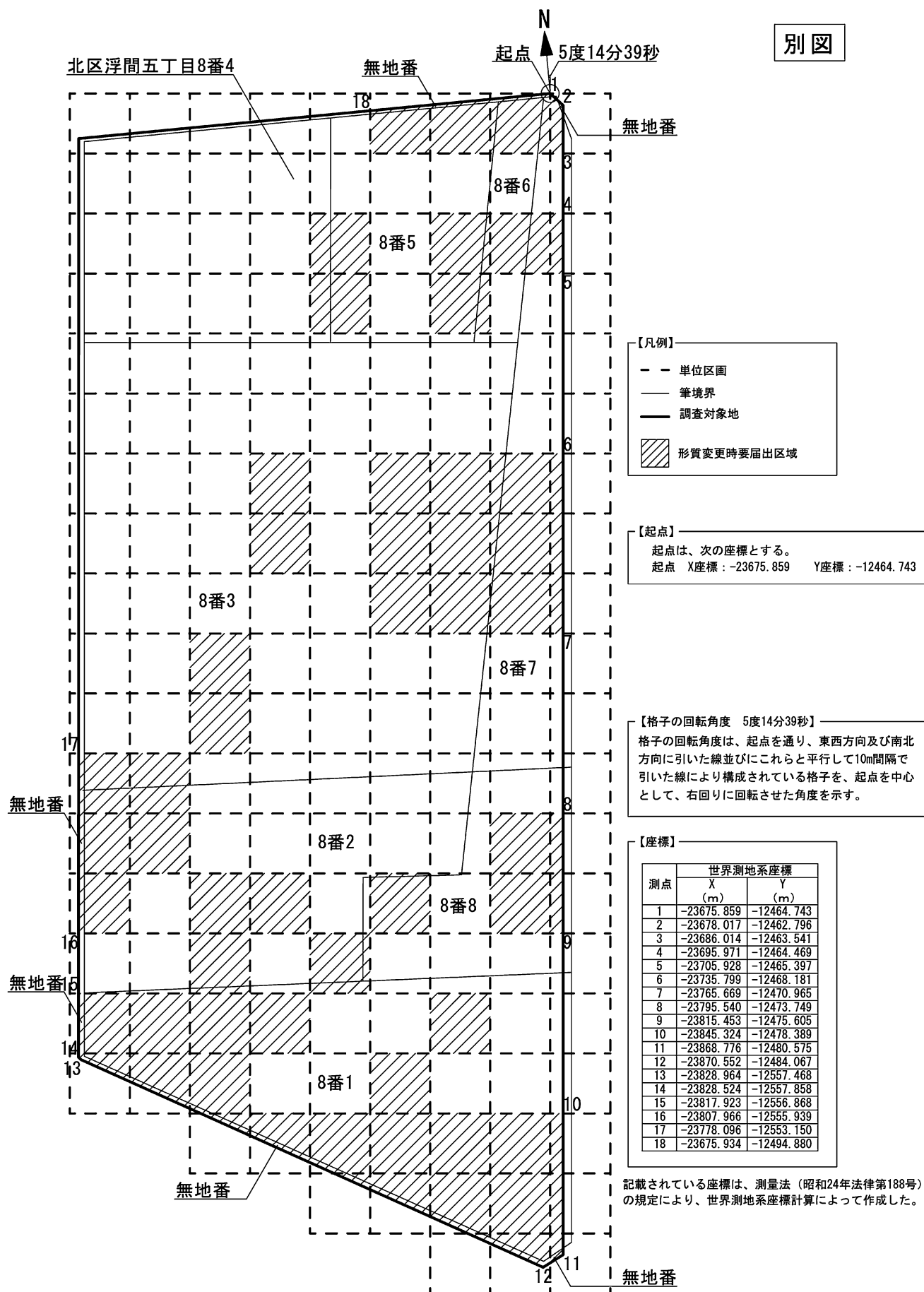
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区浮間五丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、シアン化合物、一・ニージクロロエチレン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第七十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区西日暮里四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

【凡例】

- :単位区画
---:筆境界
—:敷地境界
■:形質変更時要届出区域

【起点】

起点の位置は、
X座標:-29997.467
Y座標:-5911.470 とする。

【格子の回転角度】

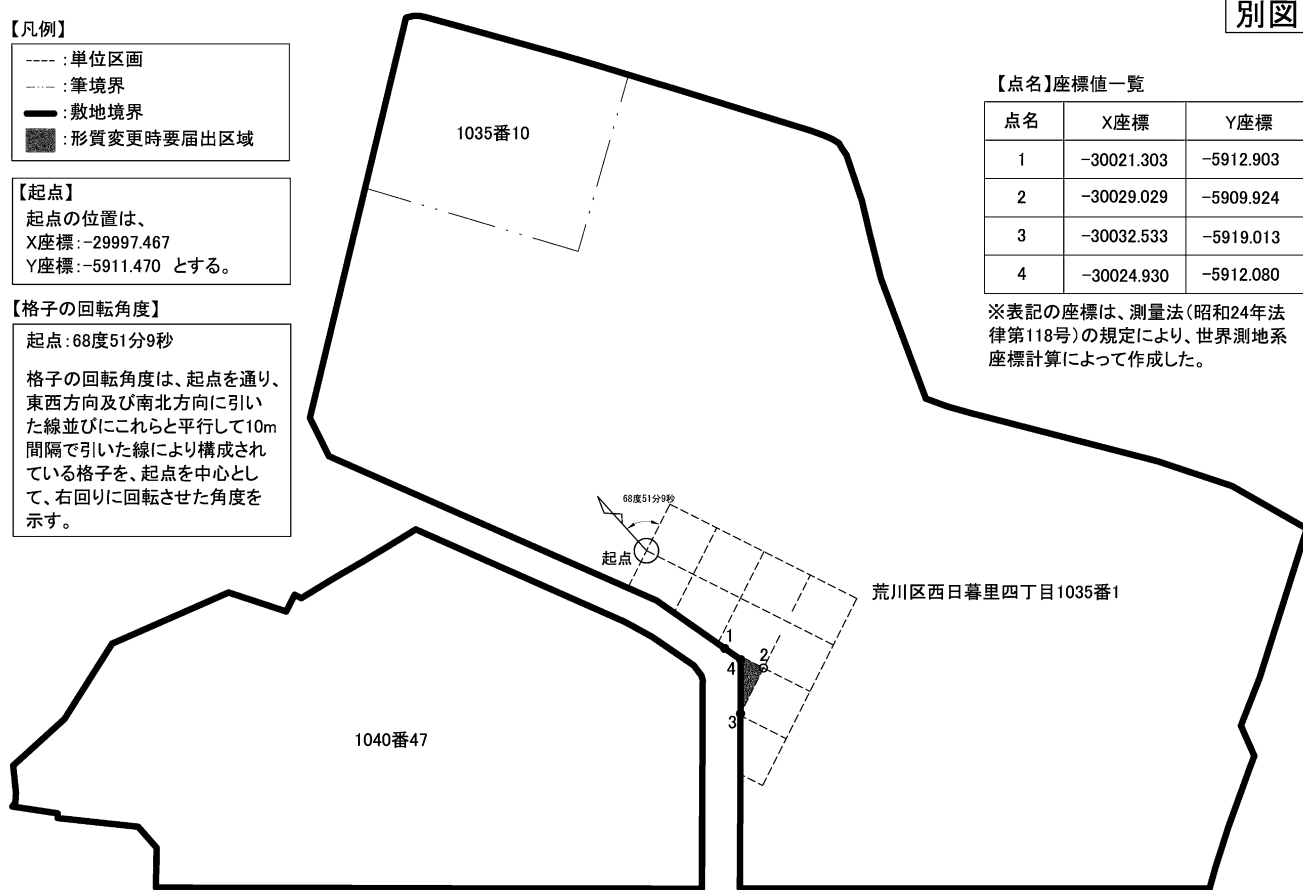
起点:68度51分9秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【点名】座標値一覧

点名	X座標	Y座標
1	-30021.303	-5912.903
2	-30029.029	-5909.924
3	-30032.533	-5919.013
4	-30024.930	-5912.080

※表記の座標は、測量法（昭和24年法律第118号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。



●東京都告示第七十七号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

令和六年一月三十一日

東京都事 小池百合子

種類	名称	規模	所在地	中止年月日

船泊 月島ふ 給水栓六個の
給水 頭船舶 うち二個
施設 給水施 海町 日
設

●東京都告示第七十八号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、港湾施設の規模及び所在地を次のとおり変更する。

令和六年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	所在地	変更年 月日
変更前	変更後	変更前	変更後	

港灣	大井ふ	二九〇、二七九	大田区	大田区	令和六
施設	頭その	四三〇	八三六	城南島	城南島
用地	二地区	・〇九	・五三	一丁目、一丁目	年二月

港濱施設用地	平方メートル	平方メートル
1ト	ル	ル

同区域 同区域

南島三 南島三

丁目、丁目、

同区域 同区域

南島四
南島五

丁目、
丁目、

同区域 同区域

南島五丁目、南島六丁目及
同区城比町、城南島七丁目

南島五丁目、南島六丁目及
同区城比町、城南島七丁目

●東京都告示第七十九号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第一百七号）
 第四条第二項の規定に基づき、東京都立海の森公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

令和六年一月三十一日

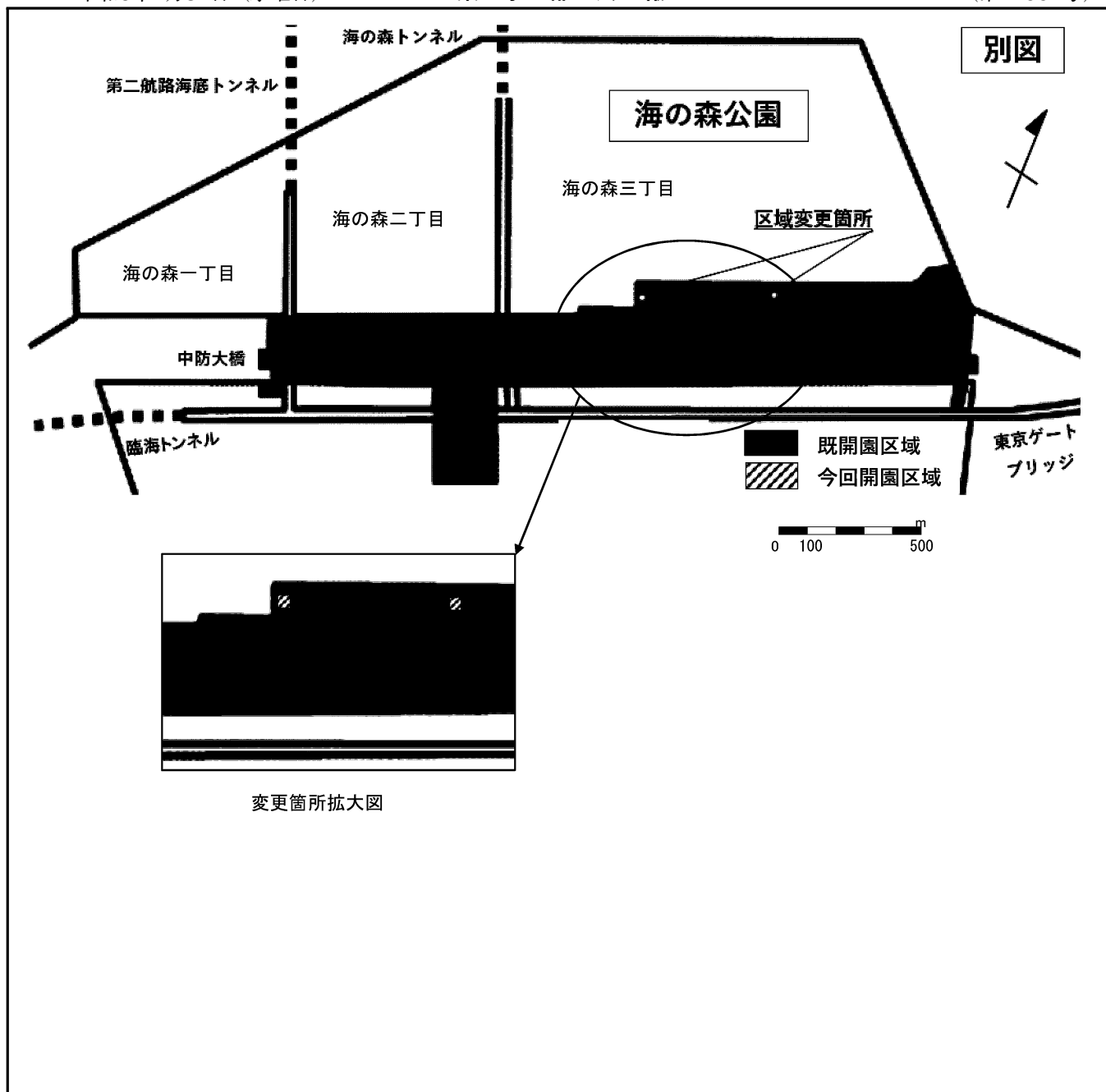
東京都事 小池 百合子

一 区域別図のとおり

二 面積 変更前 六六九、〇〇六・一二平方メートル

変更後 六六九、四五六・一二平方メートル

三 變更年月日 令和六年二月一日



規程（交）

●交通局規程第一号

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年一月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程（昭和四十九年交通局規程第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

●交通局規程第二号

東京都交通局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年一月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の旅費に関する規程（平成十四年交通局規程第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その

他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。

第四条第四項中「によつてこれを行わなければ」を「（出張命令簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、内国旅行（宿泊を要しない場合に限る。）のうち近接地内に出張を命じるとき又は出張命令簿に当該旅行に関する事項の記載若しくは記録をし、これを提示するいとまがないときは、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、速やかに出張命令簿に、当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

第四条第五項を次のように改める。

5 出張命令簿が電磁的記録による場合は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて交通局長が定めるものをいう。以下同じ。）により提示することができる。

第十六条第一項中「概算払い」を「概算払」に改め、「請求書」の下に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を、「添えて、」の下に「これを」を加え、同条第二項中「概算払い」を「概算払」に改め、「精算書」の下に「（当該精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を、「添えて、」の下に「これを」を加え、同条に次の一項を加える。

4 請求書、精算書又は必要な書類が電磁的記録による場

合は、電磁的方法により提出することができる。

附 則

この規程は、令和六年二月一日から施行する。

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効処分について

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百二十四条の二十一第六項の規定により交付した次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六号の十三様式による軽油引取税に係る免税証を、同表下欄の事故発生日以降無効とした。

令和六年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

軽油引取税に係る免税証

免税証の種類	組番号	枚数	被 交 付 者	事故発生日
--------	-----	----	---------	-------

千リツ トル券	〇八〇J 二八四六 九五から 〇八〇J	五枚	江戸川区 張替鉄筋 北小岩六 工業株式 丁目二十 会社	令和五年 十月十日
------------	------------------------------	----	-----------------------------------	--------------

二八四六
九九まで

五百リ ツトル券	〇八〇I 〇二八五 一五から 〇八〇I	八枚	同右	同日
-------------	------------------------------	----	----	----

百リツ トル券	〇八〇G 五五八七 二一から 〇八〇G	二十 三枚	同右	同日
------------	------------------------------	----------	----	----

五五八七
四三まで

十リツ トル券	〇八〇C 五四三三 〇八から 〇八〇C	二十 五枚	同右	同日
------------	------------------------------	----------	----	----

五四三三
三二まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年一月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

一 立川市西砂町五丁目二十五番
の 一 立川市西砂町五丁目四番地
の 一

有限会社グッドタイム
代表取締役 平井 利明

あきる野市五日市字小能九百
五十三番一、同番三並びに九
百五十四番一、九百五十五番
一及び同番二の各一部

練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があつたので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年一月三十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和六年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

八重洲鹿島ビルディング

二 店舗所在地

中央区八重洲二丁目五番一号

三 設置者名

鹿島建設株式会社

四 設置者住所

港区元赤坂一丁目三番一号

五 変更前の設置者住所

港区元赤坂一丁目二番七号

六 変更後の設置者住所

港区元赤坂一丁目三番一号

七 変更前の設置者の代表者名

梅田 貞夫

八 変更後の設置者の代表者名

天野 裕正

九 変更日

令和三年六月二十五日ほか

十 届出日

令和六年一月十六日

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間

令和六年一月三十一日から同年五月三十一日まで。ただし、東京都

十三 縦覧時間

の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

ミナミビル

二 店舗所在地

千代田区外神田四丁目三番三号

三 設置者名

株式会社ドン・キホーテ

四 設置者住所

目黒区青葉台二丁目十九番十号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社ドン・キホーテ

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社ドン・キホーテほか六名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社ドン・キホーテ

八 変更前の小売業者の住所

江戸川区北葛西四丁目十四番一号

九 変更後の小売業者の住所

目黒区青葉台二丁目十九番十号

十 変更前の小売業者の代表者

安田 隆夫

十一 変更後の小売業者の代表者

吉田 直樹

十二 変更日

令和五年十月二日ほか

十三 届出日

令和六年一月十六日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

令和六年一月三十一日から同年五

十六 縦覧時間

月三十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一 号 〇三（五三二）一一一一（代）
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 （郵送料を含む）
印刷所	勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三（三八二）五二〇一（代）
郵便番号	113-0001